

# 原村危険ブロック塀等除去事業補助金 のご案内

地震などによる危険ブロック塀等の倒壊及び転倒による被害防止のため、道路沿いの危険なブロック塀等の除去に要する費用を補助します。

## 1 補助制度の対象

●道路※1沿いの高さ1mを超えるブロック塀等※2で、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、通行人に被害を与えるおそれがある危険なもの※3

※1 「道路」とは、道路法による道路

※2 「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀や石碑、その他これらに類する構造物

※3 次のいずれかに該当するもの。事前審査時に判定します。

ア ひび割れしているもの

イ 破損しているもの

ウ 傾斜しているもの

エ 建築基準法の基準に適合しないもの

●補助金を申請できる方 ブロック塀等の所有者又は村長がこれに準ずる者として認めるもの

## 2 補助対象となる工事

●撤去 道路沿いの危険ブロック塀等を撤去する工事

## 3 補助額

●撤去費用の1/2以内(補助上限10万円)

### ※補助交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- ブロック塀点検表
- 対象となるブロック塀等が所在する土地の案内図
- 工事場所の配置図及び規模がわかる図面
- 工事費見積書の写し（工事の内訳がわかるもの）
- 施工前の状態が確認できる写真
- その他村長が必要と認める書類

## お問合せ先

原村役所 建設水道課 環境係

☎ 0266-79-7933（直通）

✉ : kankyo@vill.hara.lg.jp